

入札公告

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定を踏まえ、師崎港観光センター周辺整備運営事業を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等につき次のとおり公告する。

令和5年1月6日

南知多町長 石黒 和彦

第1 入札に付する事項

1 事業の名称

師崎港観光センター周辺整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業場所

南知多町大字師崎字明神山7番、8番、10番、11番

3 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結した者（以下「事業者」という。）が施設的设计・建設を行うとともに、維持管理・運営を遂行する。具体的には、既存の観光センターの建替及び新たに駐車場を対象エリア内に別棟として整備する。加えて、土地利用計画に基づき、対象エリア内の道路を再整備し、既存立体駐車場を含めたこれらの維持管理及び運営を実施する。

なお、落札者として選定された参加者は、仮契約締結までに会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として本事業を実施するSPCを町内に設立するものとする。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和27年12月末日までとする。

5 予定価格

本事業の予定価格は、金2,989,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札説明書に示す入札参加希望者の入札参加資格要件の項のとおりとし、この要件をすべて満たすものとする。

第3 入札手続に関する事項

1 本入札及び契約に関する担当部署

担 当 部 署：南知多町役場産業振興課商工観光係

住 所：〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電 話：0569-65-0711

電子メール：syoukou@town.minamichita.lg.jp

2 入札説明書等の公表

入札説明書、要求水準書、落札事業者決定書、基本協定書(案)、事業契約書(案)、様式集等（以下、総称して「入札説明書等」という。）は、公告日から町ホームページで公表する。

ホームページアドレス：<https://www.town.minamichita.lg.jp/>

3 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施

(1) 開催日時

令和5年1月18日（水）午前10時から

(2) 開催場所

説明会：師崎公民館3階集会室（南知多町大字師崎字的場86-1）

現地見学会：師崎港観光センター（南知多町大字師崎字明神山8）

(3) 参加申込期限

令和5年1月17日（火）午後5時まで

(4) 受付方法

電子メールによる送信にて受付を行う。

4 参加資格審査書類の受付

(1) 受付期限

令和5年3月~~15~~8日（水）午後5時まで（土日及び祝日を除く）

(2) 提出先

上記1に同じ。

(3) 提出方法

直接持参により提出すること。

(4) その他

その他提出書類等については、入札説明書を参照すること。

5 入札書及び事業提案書等の受付

(1) 受付期限

令和5年5月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

上記1に同じ。

(3) 提出方法

直接持参により提出すること。

(4) その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

第4 落札事業者の決定

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により落札事業者を決定する。

第5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

SPC は、施設整備業務の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに南知多町契約規則（昭和39年4月1日規則第1号）第29条の規定に基づき、施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10以上を納付又はその他の方法による保証を付けなければならない。

3 入札の無効

入札説明書に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 契約の締結

落札事業者は、事業契約に向けての基本協定を町と締結し、速やかにSPCを設立する。これをもって、町とSPCが本事業に関する仮契約を締結するものとし、事業契約は、その後、議会における議決を得られた日をもって効力が発生する。

5 その他

本公告によるもののほか、詳細な必要事項は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。